


## 訴 状

平成 26 年 04 月 17 日 (5/21 日)

横浜地方裁判所 御中

原告 山村 三 郎   
 〒171-0014 豊島区池袋 2-14-2  
 池袋 2 丁目ビル 2F  
 被告 山村 金 平  
 同 山村 政 彦  
 同 大久保博法律事務所一家 (補足状)  
 〒245-0016 横浜市泉区和泉町 3,037 番地

電話  
03-5953-8883

電話  
045-801-2103

虚偽とその波及損への賠償請求事件

訴訟物の価額 金 1,000,000 円  
 貼用印紙額 金 円

## 第 1 訴訟趣旨

- 1 被告は、原告に対し金 1,000,000 円及び本訴状到達日から支払い済みまで年 5 分割合による利息を加算して支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める

## 第 2 請求の原因

## 1 当事者

原告は、亡父山村友吉の三男、金平は次男、政彦は全日空勤務金平の長男である

## 2 請求の経緯

昭和 45 年被告金平(以降兄と書す)が「工場移設(建設)(父遺言)してやる」と提言 (#02)  
 同 46・02・01 日上記約束無しとすっぽかし、その固定化の為 断交宣言される  
 平成 15 年地裁で建設約束事実が認定、即「工場建設明示裁判」を訴訟 (#5-3 判決)  
 平成 16 年同上控訴で「建設反故理由=断交理由」が「捏造判決」される (#5-4 判決)  
 この捏造判決により「工場移転明示裁判」が、法廷受勝訴・書面では敗訴となる  
 以降、高裁の鋼材購入金タカリで断交との邪「捏造判断」が踏襲繰り返される。  
 平成 22・12・20 日「面談禁止裁判」で「工場建設約束の存在」が再度証明(#5-7 判決)  
 本来は、相対で約束履行を求めるところ「虚偽陳述」と「録音の改竄偽造証拠」が  
 採用、面禁判決された故直接交渉できないので、止むなく当訴訟をするものである。  
 当兄弟関係は、兄の工場建設してやるとの約束不履行(詐欺行為)が元で逆に断交宣  
 告され且つ、捏造判決と兄の虚偽が、その断交詐欺行為を追い打ち邪に複雑化され  
 且つ長期間にわたり弟の「負の蓄積」とさせられた、その損害を請求する。

断交=相続逸

松田裁官2枚舌

録音偽造損

真実 が邪化

(#02 証文 5-3・1 審判決 P5 5-4・2 審判決 P5 5-7 面禁判決 P20)

嘘・・・真実でないこと・いつわり・適当でないこと

虚偽・・・真実でないこと・真実のように見せかけること

・・・広辞苑による

## 3 損害と請求事情

面禁が土台

追い打って建設約束事実が再証明されたのが 22 年の「面談禁止判決」である  
当判決は、この面禁判決で過去の否工場建設約束の「嘘」が「有」に戻った、これを土台にその基本損額とその付帯波及損料を求める、同時に多種の「嘘」と共に前代未聞の裁判所のデタラメな「捏造判断」をも引き出させた。 (#5-4・高裁判決)

虚偽の究極  
録音偽造

断交理由 (=遺言逸らし) は弟の機械代金タカリの断りとの「嘘」で逸らし、面談禁止は、「録音の改竄偽造」で弟の無謀な言動で恐怖心と名誉毀損したとの「虚偽」で全裁判を勝訴させ、この「虚偽」が弟を全て負に陥れた。(刑法 246 他) (#録音 CD プロボティ)  
この「CD 偽造」の不正事実は、25 年の「損害賠償請求裁判」終末に明確化した、これら重大な違反事情は民事訴訟法 209 条に確実に違反する事柄と思料します。

邪負波及損

今回は他のあらゆる「嘘」は対象にしない「否工場建設の嘘=詐欺行為」と「録音改竄偽造の嘘」の「両虚偽本体損料」と捏造判決を引き出させた結果の「邪蓄積波及損」に限った損害金を請求し、「訴訟虚偽」に関連する罰の判断をも求める。(民訴 209)

嘘の清算  
数億円以上

具体的総体額で数億円を下らないが、訴訟費を工面できないがため、この道筋をたてるべく 100 万円とその金利を請求し、併せて今後直接交渉できるため「面談禁止裁判」の無効乃至は、請求交渉に限っての交渉のための猶予を求める。

面禁理由が

それにしても、面談禁止される理由が無い、22 年裁判での本人尋問が短時間で核心の「嘘」を尋問できなかったことと、「改竄偽造録音」提示が結審寸前であり、裁判所が調査検証せず、証拠採用したことで偽造事実が隠蔽された不当さがある。

弁士主偽造

(1) この改竄偽造録音は、平成 17・07・14 日兄が、14 年の傷害治療費決済にその判断を決めかねて弁護士に相談、結果、飯島奈津子担当弁護士が 3 人で面会するとした、その面談内容が、飯島奈津子主導で「改竄偽造」された重大事項である。

これは刑法は勿論、弁護士関係法規全てに絡む重大犯罪である。(刑法 246-2・247)

(2)平成 16 年捏造判決は、兄弟関係を完全に引き裂いた、根拠のないデタラメ当てずっぽうな本人訴訟見下し判決・裁判長鬼頭季郎も別途明確な罰の対象たり得る。

当訴訟は、これとは別であるが、この捏造判決させた責任の一端は「虚偽」である

(3)嘘が基本の録音 CD で面談禁止と 80 万円支払い判決はそのまま邪な損害である。

また、捏造判決が原因で「建設明示裁判」が敗訴、これが是正された。否工場建設約束は嘘で「建設約束の存在が認定」された。嘘で見繕われた過去は無駄な裁判をしてきた損害とこの立替金員を工場経営に活かしていたら計り知れない価値で見返っていたはずである、これら全てが「虚偽」で見繕われた膨大な波及損である。

虚偽事情  
=民訴 209  
=弁護士法

その上に今回は取り上げない事項ではある「押し掛け」や「不安におびえて生活」・「長男妻(嫁)への恐怖心」等々全くのデタラメ事項・・・これ等も人間として・兄弟身内としてその常識を大きく破壊した、これも別途厳しく対処されるべきである。( #5-2 訴状・他)

便乗デタラメ

これは、甥政彦にもそっくり共有さるべき事柄であるがためにも被告に繰り入れた。

## 5 結論

上記、裁判事情と原告への対応は常軌を逸した全くのデタラメ行為である。

中でも、工場建設提示の翌日妻がお礼訪問したその目の前で

義姉「そんな金どこにあんのよ・・・！」 (・・・との義姉の相続独専発言)

兄 【うっせ・・・、てめーは関係一ねー、黙ってる・・・！】 (遺言意識して・・・)

工場移転提示がキッカケで「相続と親父の遺言」に根ざした夫婦大喧嘩、この内輪喧嘩の所産が「断交宣言」で遺言不履行固定化し・鬼頭判決が書面で追い討った。

相続は文書偽造の詐欺行為で決したことから、せめて父の遺言だけは実行するとの覚悟、そして後身引かれる思いから工場建設を提示、ところが義姉の突上げで「提示はない」と言い換えて裁判を見繕ってきた、しかも平成 17・07・19 日には

「(相続未決済故) 今でもなんとかしなきゃと思っている」 (#3-2・日誌P2)

との話も重なり、相続分も含めその何分の 1 かの「遺言決済」を提示した。

この辺の事情が、面談禁止や他の裁判での口頭弁論や本人尋問機会が少なかったため不明確である、当裁判ではこの相続関連性も明確にしたい。 (#3-2・日誌P11)

また、政彦については、その立場から父親が叔父に対してデタラメ裁判してるのを承知で不当行動している等、親類縁者としての弁明がなされていない、しかも訪問時には、傷害事情も含む原告叩きに勢を出している。よって、現実を共有さすべく被告に繰り入れ、平成 22 年の面談禁止判決 P20 事情と「捏造判決・録音の改竄偽造証拠」等に纏わる損害金が「虚偽」で見繕ってきたことに請求の本命を据える。

さて、過去の裁判は、途轍もない嘘を代理人を通して真実の如く旨く見繕い、刑事事件ではやらせておいて刑事罰を科されることを目し、相続関連請求の暇仆マを奪うことにあった。この償いをも含めるとその慰謝は、別途数拾億円を決して下らないが、諸事情に鑑みて今回は繰り入れず、これらは別途請求することを予告置く・・・

### 訴外 書き添え

そもそも裁判は、弁護士を立てないと相手にされないらしい、しかし、この兄弟争いは当初約 11,240 円の請求であった、これがため弁護士依頼をしなかった。

これを担当裁判官から法廷で直に 3 回程弁護士依頼の要請があった、しかし前記過少な金額事情から簡単に考えてその処置をしなかった。

これが、司法界の狎れ合いで付け入られる隙間であり罫であった、為に第 3 者の確たる証拠・証文も裁判で不採用とされ棄却・敗訴が連続している。この間兄貴にはデタラメやられ放題、中でも平成 16 年の高裁「捏造判決」とその延長の既判力の源となった松田清裁判長の「2 枚舌」は踏襲され後遺症として邪に活かされている。

この後遺症は、素人弟の手続き不手際がなくもないが、今回は過去の事情を陵駕して国家機関として応分の協力が得られるべくこの項を以下に特設し、遺憾の意を表す。

即ち、平成 22 年面禁裁判は争い根本原因「兄の約束反故と断交宣言」が確認された。

断交は  
兄夫婦喧嘩  
のシワ寄せ

遺言

被告；甥政彦

嘘の見繕い

捏造判決と  
嘘ハ負後遺症

判決嘘・確認

これによって当裁判は、新たな再出発でもあることを先ず認識願いたい。  
とりわけ内田貴文裁判官も関与した「平成 23 年（ワ）第 2866 号金額一任支払金の残額請求事件」や「平成 23 年（ワ）第 5483 号金額一任支払金解明等損害金請求事件」の二の舞は容赦ください、もしこれの二の舞なら裁判料等を返却願い出直します。そして何の理由のない国営暴漢団の嚴重警備、そして口頭弁論と銘打っておきながらそれをせず、警察動員までして大げさに祭り上げるのは、正気の沙汰ではない。あれは事実上の「裁判拒否」を憲法に違反して仕出かした。これ等に準ずる事情を再現するのなら裁判はしない。これを念を押しますので真っ当な対応方お願いいたします。

裁判拒否  
の・求反省

さて、裁判所は裁判あつての存在・裁判は国民あつての裁判、この裁判本旨を求める。25 年簡裁・直井裁判長に相談してまで提出した「証拠提出申出」は裁判所でなければ出来ない事情の求資料提出を「却下」するなども、独占機関裁判所の明確な不法行為、「裁判拒否」と共に裁判所の態をなしてない、裁判官の怠慢と職権濫用である。

裁判所の犯罪

念を押します、特段の裁判を求めてはいない普通の環境で・普通の裁判を求めている。普通とゆうと元 2 民の落合真人書記官（現総務課）のように

求普通裁判

「お前が特殊とゆってるだけで・・・その基準はない」

などとオチャラカされない様に「普通とは」裁判所の丁寧なインターネット記事が普通の基準と理解している。また書記官の懇切丁寧な対応も掲載されている。我々国民は、これ等が真実であり国家の規約と信じ受けとめる由。

綺麗事ダメ  
求実質裁判

近年判り易い司法と国民参加のフレでの裁判員制度、現場はこれら表面上の綺麗ごとでは済まない、裁判長の気促な訴訟指揮で一般国民には見当もつかない帰結がある平成 25 年第（ワ）2,928 号工場建設費決済請求事件では、内田貴文裁判官は、須永里子書記官に準備させ弁論に臨んだ、弁論 1 回目で「改竄偽造録音 CD」は関連性が不明確としておきながらその提出を命じておいて 2 回目口頭弁論を開廷、しかし突如

「これは既判力、原告は取り下げるか・補足？をしてください・・・」

『しようがないね・・・』（つぶやき・・・）・・・「・・・」

「じゃ、これで裁判は終結します・・・」・・・閉廷・・・！（法廷にて）

『どうせ裁判長はやる気ない、止めるんなら裁判料を返還してください

訴状には、前回棄却経緯を明示、あつぱれながら敵もこの旨を指摘している

それを承知で 2 回目の口頭弁論を設定した、責任は裁判所にある・・・！』

「（説明もなく）・・・判らなかつたんだからしようがない・・・！」（須永里子書記官）

天下の独占業・裁判所は、本人訴訟者を見下し裁判原因を法律に反して「捏造判決」を仕出かし、他の裁判官も是正せず邪に順送り由としてきた、この罰は償われていない。その邪判決をようやく是正はした今後は、今更既判力ではなく、その違反への責任と償いもかねて、実のある行動「真実優先」すべきを・・・強く求めます。（民訴法 247 条）

裁判所の責任

求真正裁判

## 証 拠 方 法

平成 26・04・18 日

原告 山村三郎 作成

- 1 訴状 (差替え分) 2 式  
2 証拠書類 2 式

但し、証拠の必要判断が疎いので裁判所の要求と必要に応じて提出します

証拠内訳は下記表による

甲号証 #	証名 保存#	内容
1	平成 14・12 月 02・証文(山村金平様)	昭和 45 年当時の両者の事情を知る銀行の支店長の証言・証文 当支店長は、仲たがいの仲介も申し出たが大げさになるのをさげ断った。 当初、テレビドラマに見られる正規の裁判様式に似せて簡単に終わると思いきや、片方に代理人がつくことで様相は一変、司法に複雑迷走中・・・
2	平成 15・08・29 日 5-3 損害賠償 1 審判決	P5 で兄弟断行事情は、被告金平の約束不履行を原告が突上げたことから、そんなこと言うなら付き合いを絶つ・・・と告げた・・・と (判決文による)
3	平成 16・02・17 日 5-4 損害賠償 2 審判決	P5 ; 1 審判決を捏造変更判決、弟自営鉄工所での使用資材・鋼材の購入金をタカリ、これを断られて絶縁状態となった (判決主旨)
4	平成 22・12・20 日 5-7 面談禁止請求判決	時間不足はあったが尋問機会を与えて戴きこの面では通常の裁判であった P20 ; 平成 16 年の兄弟不仲原因を覆し、被告の一方的断行宣告を認定
5	平成 17・07・19 日 日誌 (治療費言逃れ)	傷害治療費 11,240 円の 2 回目請求が既判力との事、よって兄弟等 3 人の支払い約束証を持参し催促、処理応答に困りこの本音でゴマスリ言い逃れた
5-1	3-1 支払い約束証	平成 14・03・28 日治療費集金・・・すっぽかし、代りに金額一任支払い約束
6	平成 22 年被告提出 録音 CDR とプロハティ (又は、反訳書)	平成 17・07・14 日横浜弁護士会での飯島弁護士・兄弟の 3 者面会・が想像外故原告は 30 秒前後で退席、30 秒テープ録音が提出 CD は約 35 分に偽造 但し、CDR は、コピー当初と現在ではデータが不思議にも違ってくる
	口頭弁論調書(面禁)	1 昭和 47 年事項ないのに有記述 2.嘘故 →口頭弁論での応答できず 3 本人尋問で断交事情説明不可「ノーコメント」・・・と、裁判放棄状態
7	平成 14・10・09 日 5-1 損害賠償訴状	断行断絶理由 ; 機械代金タカ리를断って断絶との全くのデタラメ記述と粗野な言動・押し掛け・怒鳴り込・脅し・震えと脅え等々の「嘘」記述
8	平成 09・09・08 日 6-3 供述調書 (金平)	前段での説明・兄訴状との差異はあっても中身ほぼ同じ、但し、そのゆわれる筋合いがないのに厳罰を申出、訴状・遺言請求機会減退消滅を目ろむ
7	5-7 面禁訴状 (求説明部分・不回答)	昭和 43 から 47 年頃迄・・・事実経過・・・(の)些細な違いを持ち出し記述は面談では持ち出して無いし、P11 の 10~18 行の記述事体が意味不明
8	口頭弁論調書	面禁の申出と訴状 P11 に面会状況の嘘の表示がある (10~18 行)

## 補 足 状

大久保法博法律事務所一家人名目録 〒231-0014 同市中区常磐町 4-39

事務所代表；大久保 博 #15139 電話 681-7357

当時の主任；飯島 奈津子 #26649 同事務所所属弁護士

田場 眞理子	#33323	上同事務所	681-7357
武藤 一久	#34848	北田・島崎法律事務所	651-4640
中山 善太郎	#32014	みなと綜合法律事務所	641-2816
種村 求	#33189	川崎パシフィック法律事務所	211-4401
冬木 健太郎	#32000	冬木健太郎法律事務所	264-4867
菅 友晴	#23454	みなと横浜法律事務所	640-3710
小比賀 正義	#24701	花村聡法律事務所	201-7509
安藤 肇	#25611	安藤法律事務所	223-2452
石山 晃成	#28709	みなとまち法律事務所	663-3447
佐藤 裕	#27177	佐藤村松法律事務所	640-0463

録音の改竄偽造に係わる虚偽損

### 1 改めての遡上理由

昨年8月横浜弁護士会に2回目の懲戒申請をしたところ、当5月にようやく決定が下されまさかの無罪であった。

司法界・独断専行ザル法「裁判官訴追」と「弁護士懲戒審査」とりわけ仲間の適宜審査・懲戒、この虚偽大事をまさか無罪とは思わなかったのが、この悪夢が現実化し同時に弁護士飯島が面会進行した事より、この虚偽・白黒判断を求める次第である。

### 2 経緯

兄山村金平との面会に担当弁護士飯島奈津子が同席その場を取り仕切った。

そもそも面会は、弟は拾数分前に到着待機しての後、相手2人は後から来たにもかかわらずフテブテシク無言で入室、弁護士法の品格は微塵もない、逆に当方から「・・・よろしくお願ひします」・・と挨拶、しかし返答はなかった。

当方は、警察からも「是非話し合ってください」といわれたことから、裁判ではない話し合いができるとの大きな期待で出向いたのである。

ところが、初っ端から全く寄り付けない雰囲気初期の期待は「0」となる。

そもそもが、この兄弟のいざごさは裁判など不要な事情と常々思量している。

兄側が親父の遺言回避を義姉に突き上げられその決定的手段が「断交宣告」、兄弟縁者としてこれを裁判で公開できる理由ではなく嘘を弟に擦り付けたのが本旨である。為に嘘を並べたて和解やら通常の話し合いをしない、いや・・・裁判所がさせない。

この上に弁護士商売の欲得が絡み合い且つ、裁判所が弁護士側に商売させている故、

司法者の裏  
側での不正

再審査請求

警察の後押

弟は普通の会話や接触ができない・・・とゆうより、当方が裁判毎に和解やらこれに準ずる話し合いを「原告として」求めてもさせない。これが為に 10 年もの間同じような裁判事情を繰り返し経緯してきているのである。

#### 関連追事

これにちなんで念を押します、自由に弁論して納得できる判決をして下さい。

裁判所は我々本人訴訟者や裁判所が勝手に決め付けている厄介者には愛想が悪い。

その上その都合で訴訟指揮をフレ巻き本人訴訟者に負の職権結果を押し付ける

最前の「既判力」は、いかにも辻褄が合わない、それでもそれを勝手におき去る

この既判力本元は、16 年高裁・鬼頭季郎の「捏造判決」に遠因している、これを元に松田清の 2 枚舌が追い打ち既判力因を形成・・・させた。そしてカタチづかった。

これを地裁石原裁判長が是正したまでである、この一連捻じ曲げた不手際に何ら責

任をとらず、全てを国民側に押し付ける自分勝手は明確に公平・公正さを欠いている

そしてもっと深想したときその順序として「捏造判決」の分別をするのが筋である。⇒ ⇒

即ち、「鋼材購入代金を弟がタカリそれを断られ兄弟絶縁状態になった・・・」との判決

① 実情は、下請けであったことから鋼材は「親会社支給」、購入しない

② その上、裁判資料に鋼材云々やこれに準ずる字句表示・・・主張はない

③ 原被告の主張は、弟の機械購入代金タカリを断ったら、弟が不服で断絶状態

弟側は、工場建設約束をすっぽかされその挙句、遺言反故の決定的策略として

突如断交宣言された。 (#5-2 訴状・後者主張証明は#2 証文と 5-3・5-7 判決書)

との双方の主張である、極めて明確な主張であり、素人でも判別できる事情でもある、

改めて「捏造判決」の参考分別をお願いいたします。尚、民事訴訟法 246 条は

◎ 裁判所は、当事者が申し立ててない事項について、判決をすることができない・・・と

### 3 弁護士会館面会事実 (210110 確認訴状 P6~8一文のみ) (第 6 民事・大塚建介書記官が保管)

前期・初期の期待とは裏腹に・・・より付かせない雰囲気、長居は意義がないと察知  
先ず、飯島

「こちらから頼んだわけでもなくわざわざ呼び出されて、何の用向きですか」

「録音をとらせていただきます」

とソニー製と思われる銀白色のテープ式録音機のスイッチボタンを押した

『自分から付き合わないと言い出しておいてどうゆうことか・・・』(話途中遮る)

「そんなことはとっくに判決されている・・・云々・・・」

『そんならわざわざ呼びつけられた甲斐はない・・・帰る・・・!!』 (面会終了)

### 4 改竄偽造の証拠

- 1) 上記 # 3 は、「平成 17・09・15 日仮処分命令申立書」が、面禁訴状とほぼ同文のデ  
タラメ虚偽文であった、バカ兄の意向と共に天下の弁護士がこれ程のデタラメを成  
文化したことへの憤りを追求する気持ちで訴訟するところ、この文面では裁判にな  
らないとされ書記官からこの旨説明を受けて取り下げた。 (6 民書記官が保管)

つまり、22 年デタラメ CD が提出される 2 年前に「虚偽」と指摘して居る・・・!

地裁松田清  
2 枚舌判決

捏造判決の  
その功・罰  
\* 如何

捏造判決の  
分別如何

偽造虚偽を  
2 年前指摘

嘘・・・真実でないこと・いつわり・適当でないこと

虚偽・・・真実でないこと・真実のように見せかけること

・・・広辞苑による

内容説明辻  
棲合わない

2)面禁裁判の初回口頭弁論で訴状 P11 会話したとの内容羅列の中のたった 1 つ  
「43 年から 47 年までの事実経過・・・」の『47 年』関わりは記憶にないし、係争資料にもない。このことからこの『47 年は何があったか・・・』 (面禁第 1 回弁論調書)  
「釈明するつもりはありません」 (原告ながら飯島弁士は応答できなかった)  
のみならず、偽造 CD 中で弟が喋ってる、これからすれば弁護士が釈明云々の事柄ではない、反訳からすると弟が喋っているのであるから、飯島の四苦八苦の説明は辻棲が合わない。いずれにしても嘘だから、この答弁しか出来なかった・・・

求室借用書

3)平成 25・02・25 日損害賠償請求裁判は、その絶対的な証拠、弁護士会館室借用時相応の手続きをしている書面「使用申請書」(仮名)がある、この提示を求めた。簡裁では裁判長了解を得て手続きしたのが、1ヶ月後却下された。その理由は  
「三者間の会話内容はないと考えられ、時間の長短でその内容は推認できない」・・・?? (何を云おうとしているのか、意味不明・・・?)  
法廷の話し合いで内容は問うてない、問題は時間の飛び抜けた「長さの嘘」にある。  
上記「3・面会現場」の通り会話は 2 行、時間にすれば 30 秒程度、これを 35 分に改竄偽造したことを説明して書面提出した。この虚偽時間を問題にしている。  
つまり、申込書に退室時間を書き込む、この「書き込み時間」を明かすことである。これを「会話内容」云々で却下は、相手に加担しての証拠回避と隠滅である。当裁判でも、時間が主体、これに限定して「虚偽」を明かしその波及損を求める。それには先ず「書面」の提出を強いて求める、但し、イカサマであってはならない。

求原本提示

4) 別途提出の「裏づけ羅列表」への求・返答・説明

5)次には、CD への初期録音材である「テープ原本」、この提出を求める。  
ここまでで裁判所が改竄偽造を認定しなければ次の段階に進行その案内を乞う。

CD プロバティ

6)改竄偽造 CD のプロバティ説明を聞くことになる  
問質し行為は、口頭弁論か又は相応の機会に・・・公正な裁判所の案内です。

制作操作等

7)テープから如何様な機器類ソフトを使用し・誰が・いつ・何処で CD 化したか  
また他の問質しは、口頭弁論か他の相応の機会に公正な裁判所の案内で具現する。

## 5 責任と償い

社会正義の実現・社会秩序維持を根ざす聖人君子に素人分際が、責任云々は常識的には憚りの念に苛められるところ、今回の事象は正に逆の事態である。

藤沢簡裁平成 25 年ハ 84 号裁判には、3 度の呼びかけにも欠席・地裁平成 25 年ワ 4928 号裁判では、過去の原告にした不条理な訴訟指揮に反し、わざわざ邪君子側に利する条理を採求、その負は当方の原因にこじ付け裁判を葬らせた。

これら経緯から、社会的条理に照らし厳しく追求されるべき筋合いの事柄である。

裁判所が口頭弁論乃至尋問を丁寧に進行願えることを求め、責任の所在を明かし、聖人君子たる弁護士職としての償いを求めることが欠かせない。

裁判所が素人の不行き届きをそのまま置き去りにするのでなく、国家社会のためにも共々厳密に検証願うことを求めて置きます。

求・納得で  
きる裁判